

老発0331第6号
令和4年3月31日

都道府県知事
各 殿
市（区）町村長

厚生労働省老健局長
（公印省略）

介護保険施設等の指導監督について（通知）

介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督については、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号当職通知）を参考に当たっていただくようお願いしてきたところです。

今般、社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における意見等を踏まえ、実地指導における標準化・効率化に資する取り組み等を推進する観点から、新たに、別添1「介護保険施設等指導指針」及び別添2「介護保険施設等監査指針」を定めたのでお知らせします。

なお、今後の指導監督に当たっては、本指針の趣旨を踏まえ、実施していただきますようお願いいたします。

つきましては、介護保険施設等の指導監督について（平成18年10月23日付け老発1023001号当職通知）及び介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について（令和元年5月29日付け老指発0529第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）は、本通知の発出をもって廃止します。